

特定非営利活動法人 glolab 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人 glolab (以下、「本法人」という) の定款第19条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定める。

(報酬)

第2条 本法人の役員には定款第19条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、総会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

2 本法人の役員報酬の支給対象は監事とし、その任期中、月額5万円を上限として、総会で議決した金額を支払うことができる。

3 本規程に定めることのほか、役員報酬の支給に関しては給与規程(就業規則)を準用する。

(費用弁償)

第3条 本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用(職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。)については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあつた日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

この規定は令和2年12月1日から施行する。